

平成 28 年度

市税概要



笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど

坂戸市

目 次

1 . 税務行政機構等	1
(1) 税務機構及び事務分掌	2
2 . 市民税	3
(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
(2) 市民税納税義務者数の推移	4
(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
(4) 平成 2 8 年度個人市民税賦課状況	6
(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	8
(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数	9
(8) 産業別法人市民税集計表	10
3 . 固定資産税	11
(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移	12
(2) 償却資産納税義務者数の推移	12
(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	13
(4) 固定資産税の決定価格等の内訳	14
(5) 償却資産の決定価格等の内訳	14
(6) 都市計画税納税義務者数の推移	15
(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	15
(8) 都市計画税の決定価格等の内訳	15
(9) 土地・地目別集計表	16
(10) 木造家屋・種類別集計表	16

(11)	木造以外家屋・種類別集計表	17
(12)	新增築家屋棟数の推移	17
(13)	減少分家屋棟数の推移	17
(14)	国有資産等所在市町村交付金	18
(15)	固定資産評価審査委員会委員一覧	18
4.	諸税	19
(1)	軽自動車税課税客体数及び調定額の推移	20
(2)	軽自動車税課税客体数及び調定額の推移(グラフ)	21
(3)	市たばこ税調定額及び売渡本数の推移	22
5.	徴収	23
(1)	年度別市税決算額	24
(2)	各税目の調定額及び収入済額の推移	25
(3)	一般会計歳入総額と市税収入額の推移	26
(4)	市税調定額及び徴収率等一覧表	27
(5)	国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表	28
(6)	口座振替利用状況	29
(7)	コンビニ収納状況	30
(8)	年度別差押財産状況の内訳	30
(9)	督促状発付状況	31
6.	その他	32
(1)	市税の税率及び納期等の一覧表	33 ~ 35

1. 稅務行政機構等

(1) 税務機構及び事務分掌

(平成28年7月1日現在)

部名	課名	担当名	課長	副課長	課長補佐	係長	担当	計	事務分掌	
総務部	課税課		1	1				2	課の総括	
		税制担当				1	2	3	1 税務事務の総合調整に関する事 2 軽自動車税及び市たばこ税の賦課に関する事 3 法人市民税の賦課に関する事 4 個人市県民税の賦課に関する事 5 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事 6 特別土地保有税及び国有資産等所在市町村交付金に関する事 7 家屋に関する固定資産税、都市計画税及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事 8 税の諸証明の発行に関する事	
		市民税担当			1	1	8	10		
		土地担当				1	3	4		
		家屋担当			1	1	4	6		
	計	1	1	2	4	17	25			
	納税課			1					1	課の総括
		管理担当				1	1	2	4	1 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の収納管理に関する事 2 市税の過誤納金の還付に関する事 3 市税の口座振替に関する事 4 市税の督促に関する事 5 納税証明に関する事 6 納税の奨励及び徴収対策に関する事 7 市税の滞納者に対する徴収及び滞納整理に関する事 8 差押財産等の換価に関する事 9 納税相談に関する事
		徴収第1担当					2	3	5	
		徴収第2担当			1	1	4	6		
		特別整理担当					2	3	5	
計	1		2	6	12	21				
総計		2	1	4	10	29	46			

2 . 市 民 税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

(各1月1日現在)

年度 区分		24	25	26	27	28
人口	男	人 50,928	人 50,746	人 50,817	人 50,846	人 50,951
	女	50,361	50,272	50,252	50,357	50,437
	計	101,289	101,018	101,069	101,203	101,388
世帯数	世帯 42,582	世帯 42,482	世帯 42,960	世帯 43,496	世帯 44,215	

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

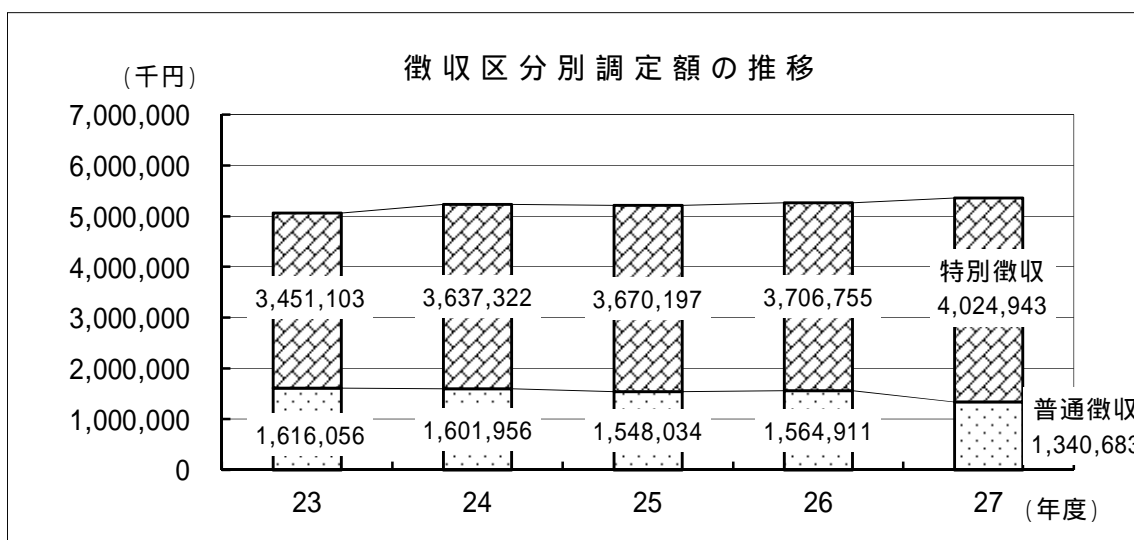
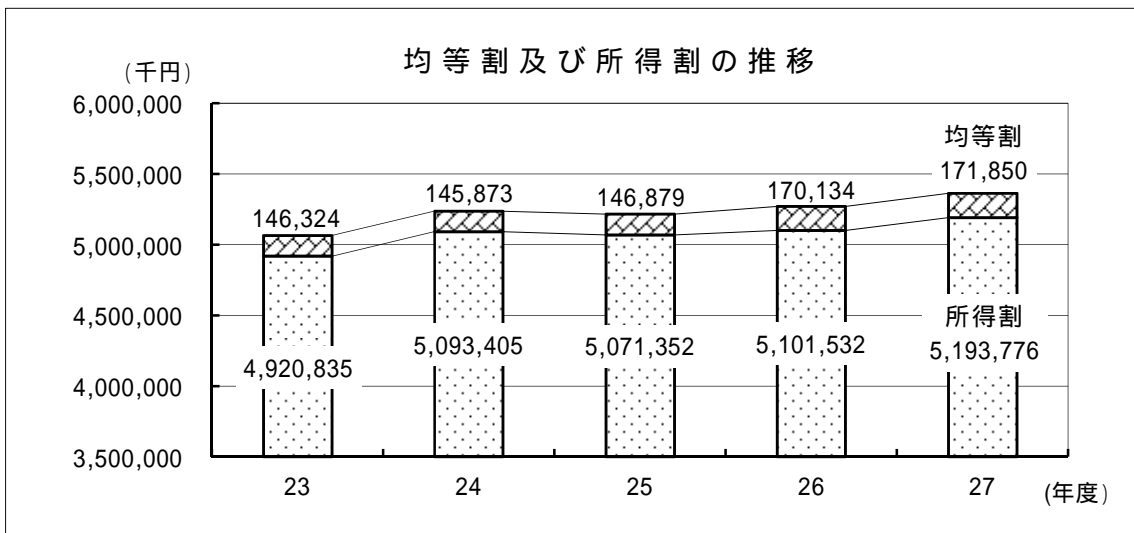
年度 区分		24	25	26	27	28	
個人	均等割 + 所得割	人 44,110	人 44,466	人 44,625	人 45,023	人 45,589	
	均等割のみ	4,080	4,149	4,281	4,334	4,474	
	計	48,190	48,615	48,906	49,357	50,063	
法人	地方税法第312条第1項に該当	社 第9号	社 15	社 13	社 16	社 15	社 13
		第8号	3	4	3	2	1
		第7号	99	99	94	98	108
		第6号	19	18	20	20	20
		第5号	69	75	70	68	68
		第4号	24	26	23	25	24
		第3号	265	256	254	248	260
		第2号	18	15	16	14	15
		第1号	1,498	1,493	1,516	1,538	1,564
		計	2,010	1,999	2,012	2,028	2,073

第1号～第9号法人についての説明は、9ページを参照してください。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度3月31日現在 単位:千円)

年度		23	24	25	26	27
区分						
普通徴収	均等割	56,861	54,880	53,731	59,853	46,730
	所得割	1,559,195	1,547,076	1,494,303	1,505,058	1,293,953
	小計	1,616,056	1,601,956	1,548,034	1,564,911	1,340,683
特別徴収	均等割	89,463	90,993	93,148	110,281	125,120
	所得割	3,361,640	3,546,329	3,577,049	3,596,474	3,899,823
	小計	3,451,103	3,637,322	3,670,197	3,706,755	4,024,943
調定額	均等割	146,324	145,873	146,879	170,134	171,850
	所得割	4,920,835	5,093,405	5,071,352	5,101,532	5,193,776
	合計	5,067,159	5,239,278	5,218,231	5,271,666	5,365,626

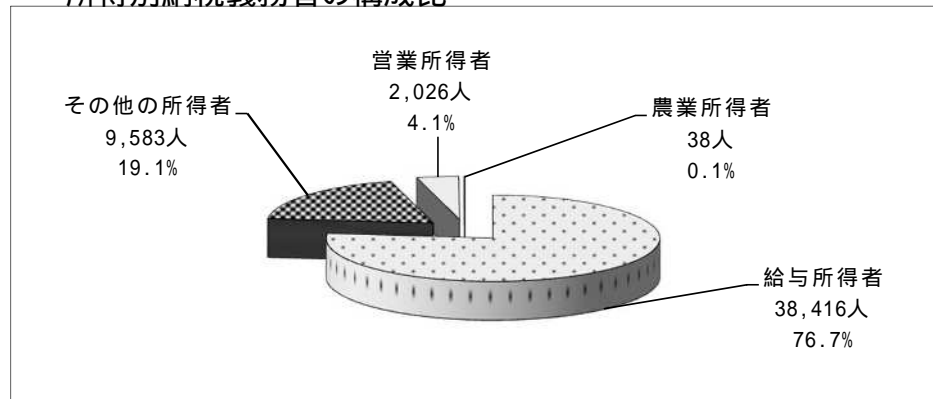


(4) 平成28年度 個人市民税賦課状況

(平成28年7月1日現在)

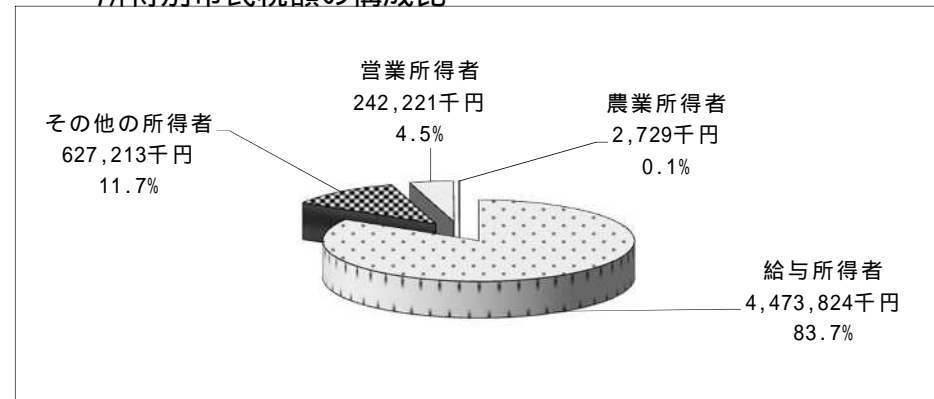
区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G / F (千円)	税 額 構成比 (%)
	納税義務者	均等割額	納税義務者	均等割額	所得割額	納税義務者 (A + C) F (人)	税額 (B + D + E) G (千円)		
	A (人)	B (千円)	C (人)	D (千円)	E (千円)				
給与所得者	2,377	8,320	36,039	126,137	4,339,367	38,416	4,473,824	116	83.7
営業所得者	298	1,043	1,728	6,048	235,130	2,026	242,221	120	4.5
農業所得者	13	46	25	88	2,595	38	2,729	72	0.1
その他の所得者	1,786	6,251	7,797	27,290	593,672	9,583	627,213	65	11.7
計	4,474	15,660	45,589	159,563	5,170,764	50,063	5,345,987	107	100.0

・所得別納税義務者の構成比



納税義務者合計 50,063人

・所得別市民税額の構成比



市民税総額 5,345,987千円

(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(平成28年7月1日現在)

課税標準額 の段階	区分	給与所得 (人)	営業所得 (人)	農業所得 (人)	その他の所得 (人)	分離譲渡所得 (人)	合計 (人)
1千円を超え 10万円以下		1,262	71	2	439	98	1,872
10万円を超え 100万円以下		10,147	595	12	4,628	87	15,469
100万円を超え 200万円以下		10,903	435	2	1,621	80	13,041
200万円を超え 300万円以下		6,485	266	1	402	52	7,206
300万円を超え 400万円以下		3,369	156	6	127	39	3,697
400万円を超え 550万円以下		2,211	68	1	106	30	2,416
550万円を超え 700万円以下		690	32	1	44	12	779
700万円を超え 1千万円以下		483	40	0	62	14	599
1千万円超		381	47	0	52	30	510
合計		35,931	1,710	25	7,481	442	45,589

「課税標準額」

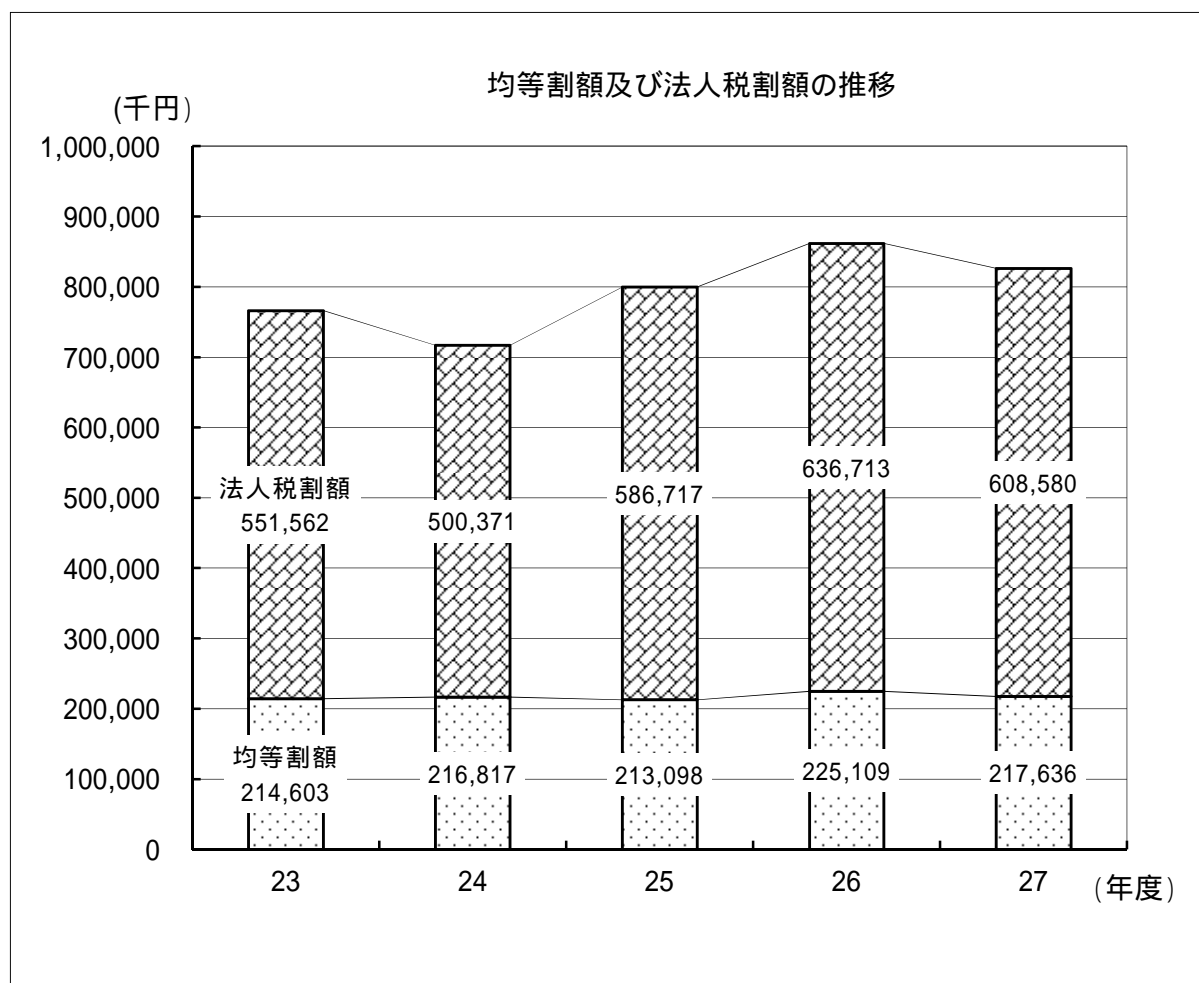
市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

この表の納税義務者数には、均等割額のみを納める方は含まれておりません。

(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度3月31日現在)

区分		年度				
		23	24	25	26	27
均等割額	法人数 (社)	1,988	2,019	1,996	2,009	2,045
	調定額 (千円)	214,603	216,817	213,098	225,109	217,636
法人税割額	法人数 (社)	672	696	723	792	820
	調定額 (千円)	551,562	500,371	586,717	636,713	608,580
合計調定額 (千円)		766,165	717,188	799,815	861,822	826,216
合計税額の対前年比 (%)		92.8	93.6	111.5	107.8	95.9



(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

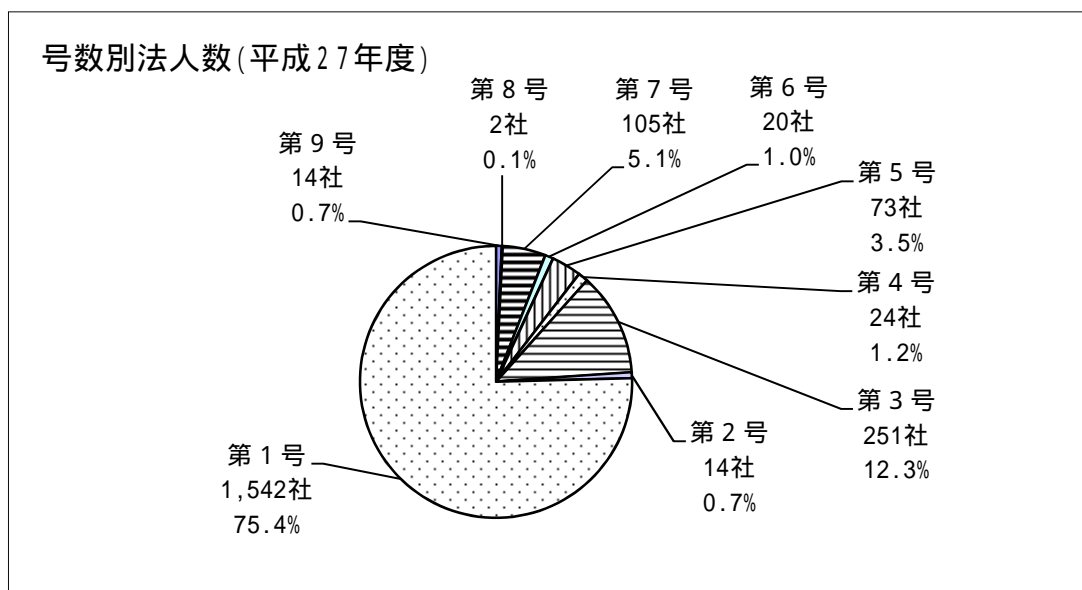
(各年度3月31日現在 単位:社)

年度 区分	23	24	25	26	27
第9号	12	14	14	16	14
第8号	5	4	3	3	2
第7号	108	105	102	100	105
第6号	19	19	20	20	20
第5号	71	71	71	68	73
第4号	23	24	24	23	24
第3号	258	257	255	256	251
第2号	15	13	13	14	14
第1号	1,477	1,512	1,494	1,509	1,542
合計	1,988	2,019	1,996	2,009	2,045

4 ページの法人数とは基準日が違うので異なります。

第1号～第9号法人とは、地方税法第312条第1項及び坂戸市税条例第31条第2項に規定する、以下の区分の法人です。

号数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超え50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	1億円を超え10億円以下	50人超
第5号	1億円を超え10億円以下	50人以下
第4号	1千万円を超え1億円以下	50人超
第3号	1千万円を超え1億円以下	50人以下
第2号	1千万円以下	50人超
第1号	上記以外	50人以下



(8) 産業別法人市民税集計表

(各年度3月31日現在)

	26年度 (円)	27年度 (円)	前年比 (%)
第1次産業	200,000	187,500	93.8
農業	200,000	187,500	93.8
林業	0	0	0.0
漁業	0	0	0.0
第2次産業	411,952,800	431,260,400	104.7
鉱業	0	0	0.0
建設業	50,845,900	51,427,200	101.1
製造業	361,106,900	379,833,200	105.2
第3次産業	449,669,100	394,768,100	87.8
卸・小売業	174,038,300	147,403,400	84.7
飲食業	12,958,000	14,948,200	115.4
金融・保険業	81,639,300	70,962,100	86.9
不動産業	21,865,500	24,985,500	114.3
運輸・通信業	39,509,500	43,507,200	110.1
電気・ガス・水道業	14,002,900	10,164,400	72.6
サ - ビス業	104,248,800	81,083,300	77.8
その他	1,406,800	1,714,000	121.8
計	861,821,900	826,216,000	95.9

3. 固 定 資 產 稅

(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		24	25	26	27	28
個人	土地	24,592	24,824	25,102	25,296	25,505
	家屋	28,663	29,007	29,862	30,139	30,338
法人	土地	761	765	772	786	803
	家屋	713	716	738	768	789
合計	土地	25,353	25,589	25,874	26,082	26,308
	家屋	29,376	29,723	30,600	30,907	31,127

(2) 償却資産納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		24	25	26	27	28
免税点以上	個人	119	133	140	136	157
	法人	666	673	673	717	746
	計	785	806	813	853	903
免税点未満	個人	218	227	240	256	249
	法人	847	844	837	838	831
	計	1,065	1,071	1,077	1,094	1,080
合計	個人	337	360	380	392	406
	法人	1,513	1,517	1,510	1,555	1,577
	計	1,850	1,877	1,890	1,947	1,983

「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限
 (同一人単位:土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

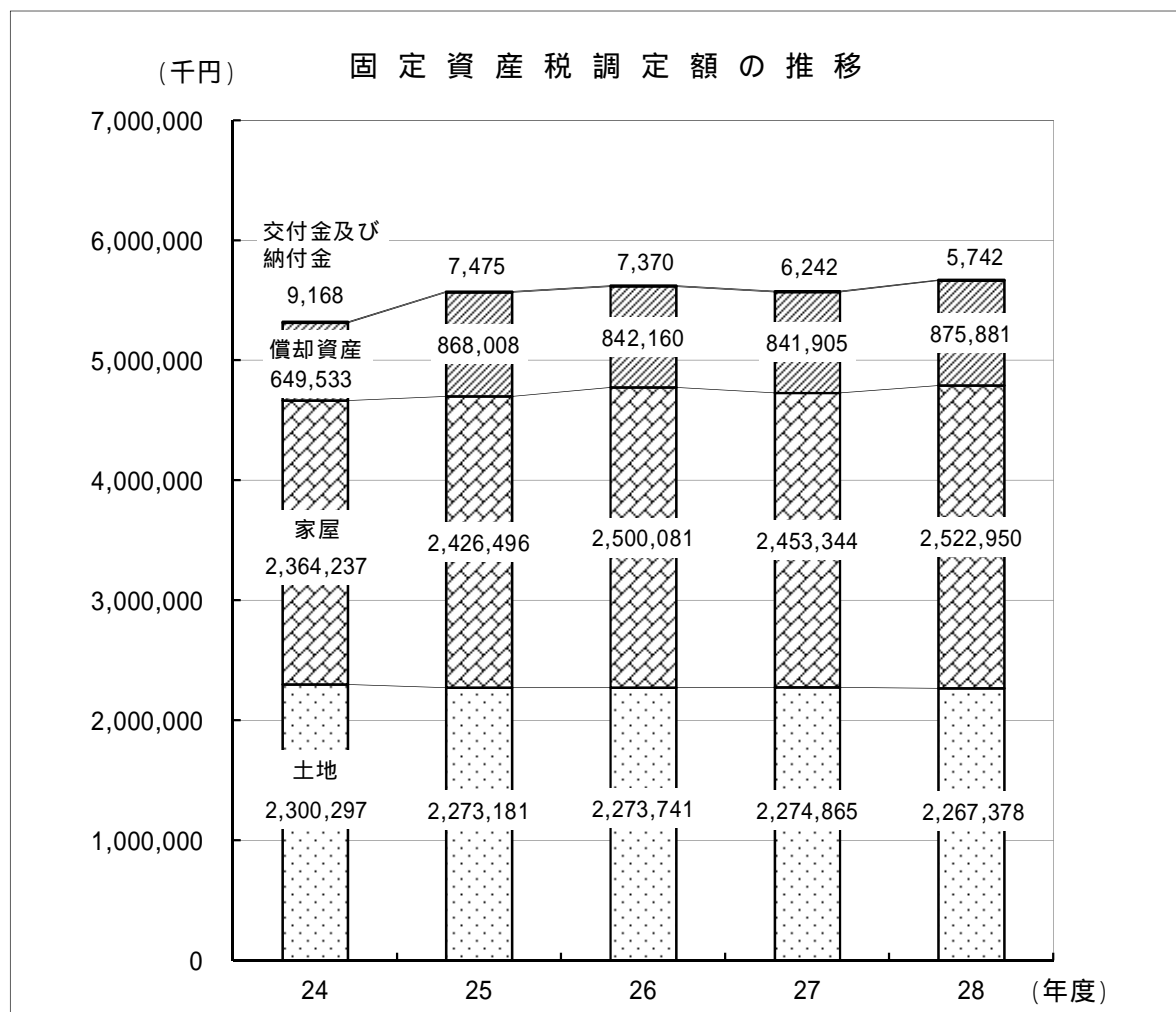
(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

区分 \ 年度		24	25	26	27	28
固定資産税	土地	2,300,297	2,273,181	2,273,741	2,274,865	2,267,378
	家屋	2,364,237	2,426,496	2,500,081	2,453,344	2,522,950
	償却資産	649,533	868,008	842,160	841,905	875,881
	小計	5,314,067	5,567,685	5,615,982	5,570,114	5,666,209
交付金		9,168	7,475	7,370	6,242	5,742
合計		5,323,235	5,575,160	5,623,352	5,576,356	5,671,951

「調定額」
 税収入の見込額
 「交付金」

18ページの(14)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。



(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(平成28年5月1日現在)

区 分		納 税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
免税点以上	土 地	26,308	78,157	26,804,126	463,390,812	64.5
	家 屋	30,544	33,818	5,367,573	187,993,005	26.2
	償却資産	903	-	-	65,620,343	9.1
	市評価分	888	-	-	37,398,560	5.2
	国・県配分	15	-	-	28,221,783	3.9
	小 計	57,755	111,975	32,171,699	717,004,160	99.8
免税点未満	土 地	2,493	3,793	1,455,908	1,026,467	0.1
	家 屋	583	701	29,697	49,736	0.0
	償却資産	1,080	-	-	398,684	0.1
	市評価分	1,079	-	-	398,343	0.1
	国・県配分	1	-	-	341	0.0
	小 計	4,156	4,494	1,485,605	1,474,887	0.2
合 計		61,911	116,469	33,657,304	718,479,047	100.0

「決定価格」

固定資産税を課税するために決定した価格。固定資産税評価額

「償却資産 市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの

「償却資産 国・県配分」

償却資産のうち、地方税法第389条第1項の規定により、総務大臣又は県知事が指定し、総務省令に基づき、市に配分したもの

(5) 償却資産の決定価格等の内訳

(平成28年5月1日現在 単位:千円)

種 類	区 分	決定価格	課税標準額	
				うち公益事業等 特例分
市評価分	構 築 物	8,891,469	8,855,394	17,225
	機 械 及 び 装 置	21,368,639	20,480,831	1,006,405
	車 両 及 び 運 搬 具	82,047	82,047	0
	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	7,056,405	7,041,208	13,503
	小 計	37,398,560	36,459,480	1,037,133
国 ・ 県 配 分		28,221,783	26,123,967	0
合 計		65,620,343	62,583,447	1,037,133

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

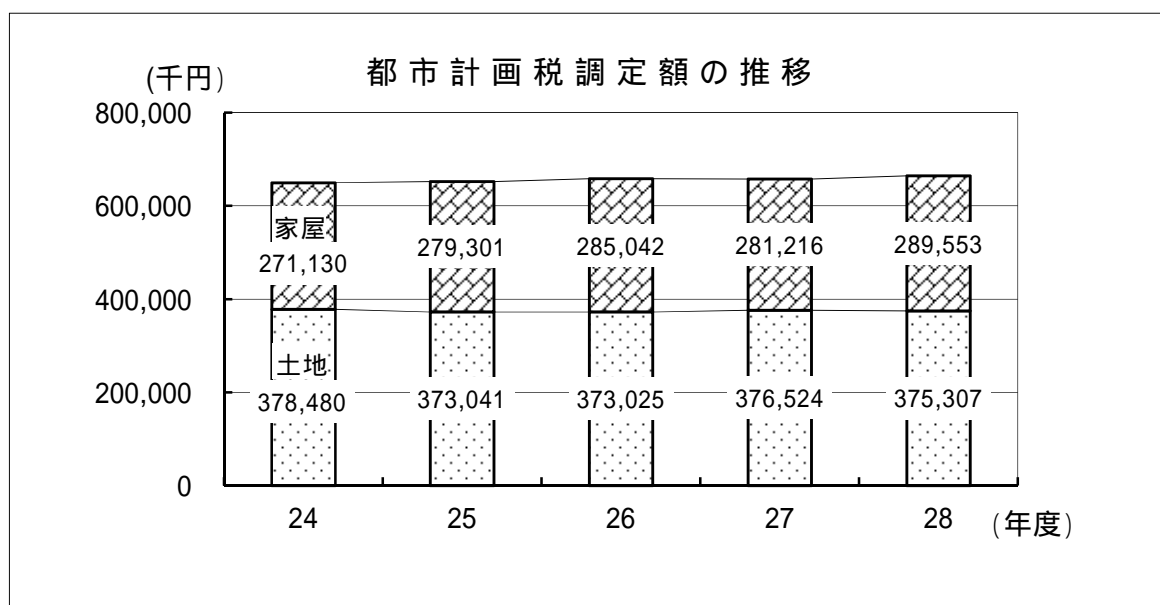
(各年度5月1日現在 単位:人)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
個人	39,020	39,370	39,718	40,069	40,362
法人	1,015	1,013	1,024	1,061	1,080
合計	40,035	40,383	40,742	41,130	41,442

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
土地	378,480	373,041	373,025	376,524	375,307
家屋	271,130	279,301	285,042	281,216	289,553
合計	649,610	652,342	658,067	657,740	664,860



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(平成28年5月1日現在 免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格の構成比 (%)
土地	19,052	29,479	7,054,000	390,762,525	72.9
家屋	22,390	21,262	3,818,780	145,152,808	27.1
合計	41,442	50,741	10,872,780	535,915,333	100.0

(9) 土地・地目別集計表

(平成28年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

区 分		筆 数	地 積	決定価格
地 目		(筆)	(㎡)	(千円)
田		8,448	6,813,630	1,322,132
畑		10,822	6,470,549	12,048,584
宅 地	住宅用地	49,153	8,391,889	315,042,138
	非住宅用地	2,894	1,999,236	75,985,909
	小 計	52,047	10,391,125	391,028,047
池	沼	56	45,286	26,784
山	林	1,621	1,208,953	847,748
原	野	1,464	680,210	43,267
雑 種 地		7,475	2,642,871	59,100,294
その他(公衆用道路等)		49,651	12,767,376	423
合 計		131,584	41,020,000	464,417,279

(10) 木造家屋・種類別集計表

(平成28年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

区 分		棟 数	床面積	決定価格
地 目		(棟)	(㎡)	(千円)
住 宅	専 用	21,580	2,340,647	68,609,237
	共 同	639	138,590	3,791,269
	併 用	927	116,429	1,968,514
	小 計	23,146	2,595,666	74,369,020
旅館・料亭・待合・ホテル		10	588	5,869
事務所・銀行・店舗		299	27,448	653,452
劇場・映画館・病院		29	4,583	184,865
工場・倉庫		243	19,254	137,300
土 蔵		509	10,807	38,073
附 属 家		2,541	113,791	523,593
合 計		26,777	2,772,137	75,912,172

(11) 木造以外家屋・種類別集計表

(平成28年5月1日現在 非課税・免税点未満含む。)

種 類 \ 区 分	棟数 (棟)	床面積 (m ²)	決定価格 (千円)
事務所・銀行・店舗・百貨店	635	288,107	14,210,351
住宅・共同住宅	3,896	1,393,175	62,110,034
ホテル・病院	40	51,922	4,239,084
工場・倉庫・市場	1,410	727,138	27,323,516
その他	1,761	164,791	4,247,584
合 計	7,742	2,625,133	112,130,569

(12) 新增築家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分		24	25	26	27	28
木 造	新 築	410	326	391	423	381
	増 築	5	7	10	6	3
	小 計	415	333	401	429	384
木 造 以 外	新 築	106	222	107	104	114
	増 築	9	3	1	2	0
	小 計	115	225	108	106	114
合 計	新 築	516	548	498	527	495
	増 築	14	10	11	8	3
	計	530	558	509	535	498

(13) 減少分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分		24	25	26	27	28
木 造		207	230	274	265	234
木 造 以 外		75	47	79	83	70
合 計		282	277	353	348	304

(14) 国有資産等所在市町村交付金

(平成28年5月1日現在 単位:千円)

区分 所有者	固定資産の価格	算定標準額	調定額
埼玉県都市整備部	988,235	297,831	4,169
埼玉県総務部	143,152	31,620	443
国土交通省 関東地方整備局	335,982	80,724	1,130
合 計	1,467,369	410,175	5,742

「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体の所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの(宿舎等)について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(平成28年5月1日現在)

役 職 名	氏 名	任 期
委 員 長	山 口 昌 孝	平成27年3月20日 ~ 平成30年3月19日
委員長職務代理者	鈴 木 曄	平成27年3月20日 ~ 平成30年3月19日
委 員	吉 川 洋	平成27年3月20日 ~ 平成30年3月19日

「固定資産評価審査委員会」

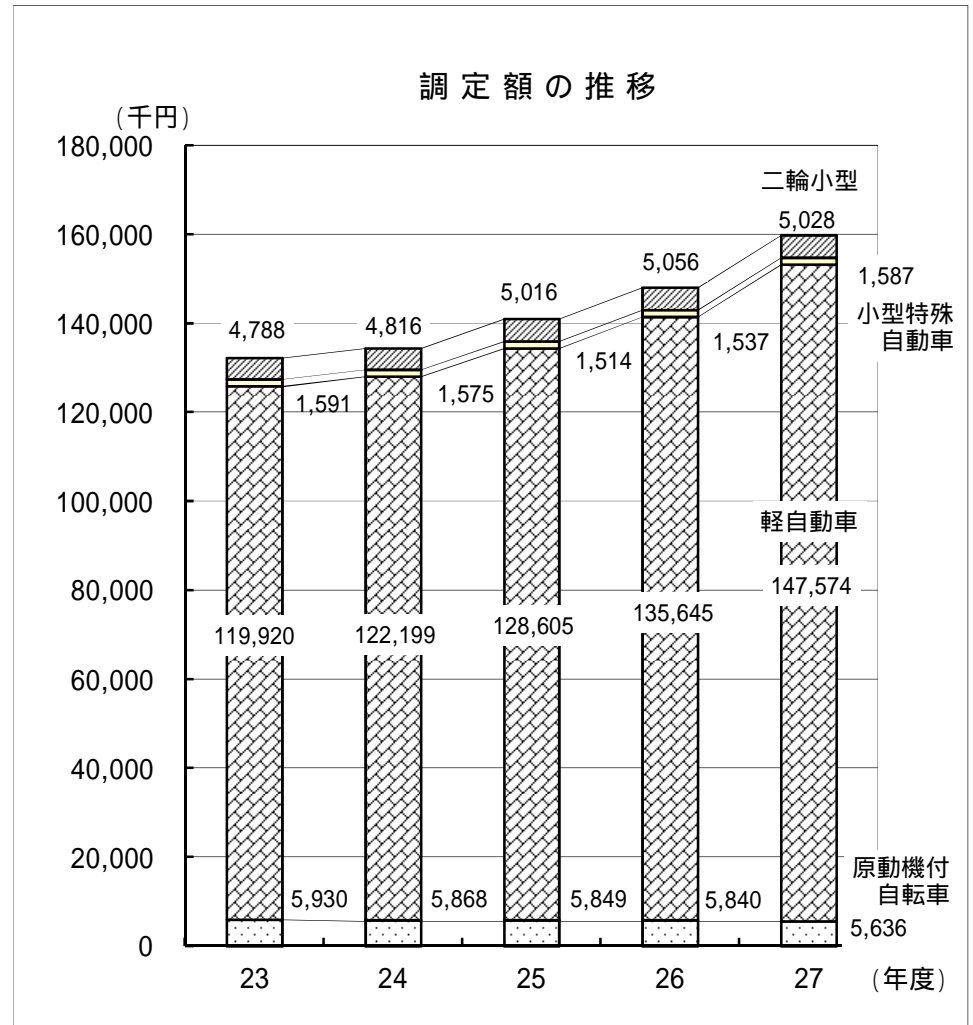
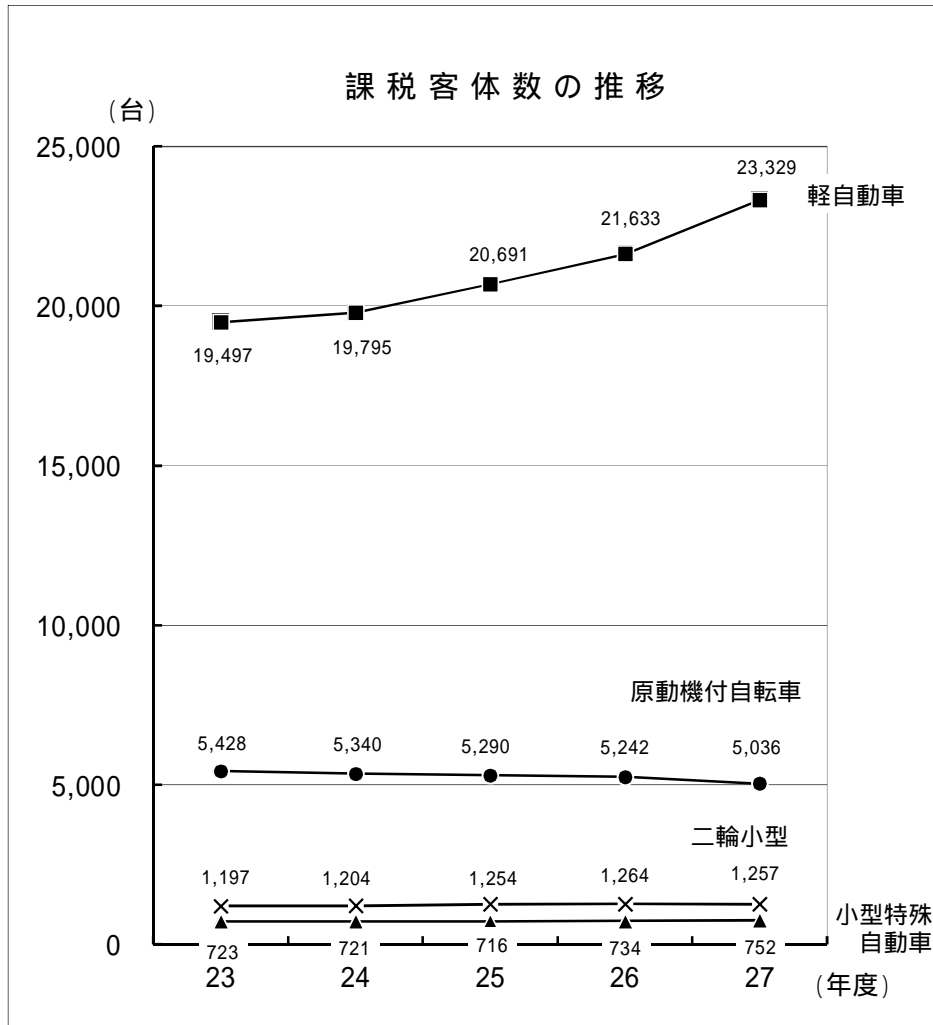
固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されている委員会

4 . 諸 税

(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移

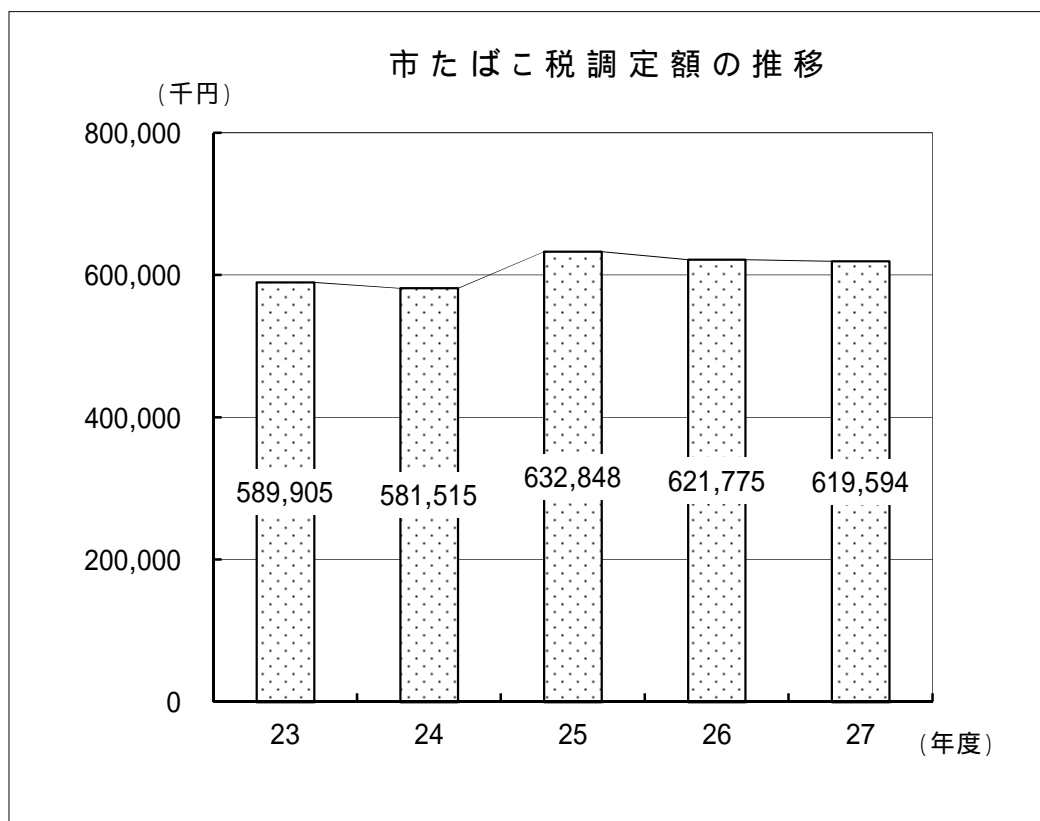
種別		年度		23		24		25		26		27		税率 (円)
		区分		台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	
原動機付自転車	50cc以下		4,478	4,478	4,353	4,353	4,258	4,258	4,144	4,144	3,934	3,934	1,000	
	90cc以下		290	348	283	340	267	320	271	325	261	313	1,200	
	125cc以下		607	971	650	1,040	713	1,141	774	1,238	793	1,269	1,600	
	ミニカー		53	133	54	135	52	130	53	133	48	120	2,500	
	小計		5,428	5,930	5,340	5,868	5,290	5,849	5,242	5,840	5,036	5,636		
軽自動車	二輪・二輪のけん引車		1,235	2,964	1,222	2,933	1,234	2,962	1,220	2,928	1,198	2,875	2,400	
	三輪		1	3	1	3	1	3	1	3	0	0	3,100	
	四輪	乗用	自家用	13,781	99,223	14,112	101,606	14,994	107,957	16,011	115,279	17,605	126,756	7,200
			営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
		貨物	自家用	4,290	17,160	4,277	17,108	4,297	17,188	4,232	16,928	4,365	17,460	4,000
			営業用	190	570	183	549	165	495	169	507	161	483	3,000
	小計		19,497	119,920	19,795	122,199	20,691	128,605	21,633	135,645	23,329	147,574		
小型特殊車	農耕作業用		583	933	585	936	597	955	617	987	628	1,005	1,600	
	その他		140	658	136	639	119	559	117	550	124	582	4,700	
	小計		723	1,591	721	1,575	716	1,514	734	1,537	752	1,587		
二輪の小型自動車		1,197	4,788	1,204	4,816	1,254	5,016	1,264	5,056	1,257	5,028	4,000		
合計		26,845	132,229	27,060	134,458	27,951	140,984	28,873	148,078	30,374	159,825			
前年比		102.6	104.1	100.8	101.7	103.3	104.9	103.3	105.0	105.2	107.9			

(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移 (グラフ)



(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

年度		23	24	25	26	27
区分	調定額 (千円)	589,905	581,515	632,848	621,775	619,594
	対前年比 (%)	112.7	98.6	108.8	98.3	99.6
区分	売渡本数 (千本)	129,861	128,475	124,240	121,124	120,820
	旧3級品以外	125,827	123,623	119,049	115,494	114,980
	旧3級品	4,034	4,852	5,191	5,630	5,840
	対前年比 (%)	87.4	98.9	96.7	97.5	99.7
税率	旧3級品以外	平成15年7月1日から平成18年6月31日まで	2,977 円 / 1,000 本			
		平成18年7月1日から平成22年9月30日まで	3,298 円 / 1,000 本			
		平成22年10月1日から平成25年3月31日まで	4,618 円 / 1,000 本			
		平成25年4月1日から	5,262 円 / 1,000 本			
	旧3級品	平成15年7月1日から平成18年6月31日まで	1,412 円 / 1,000 本			
		平成18年7月1日から平成22年9月30日まで	1,564 円 / 1,000 本			
		平成22年10月1日から平成25年3月31日まで	2,190 円 / 1,000 本			
		平成25年4月1日から	2,495 円 / 1,000 本			



5 . 徵 收

(1) 年度別市税決算額

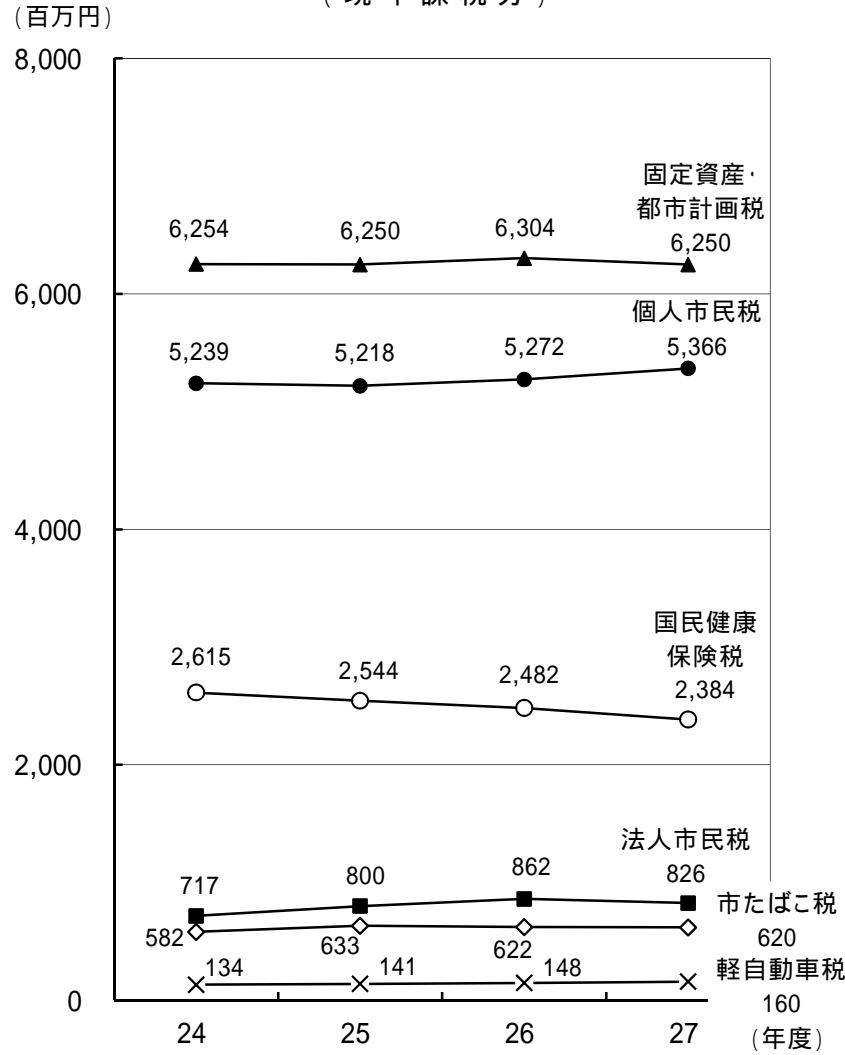
税目		24			25			26			27		
		調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)
市民税	個人	5,239,278	5,085,705	97.1	5,218,232	5,078,266	97.3	5,271,665	5,136,236	97.4	5,365,625	5,253,849	97.9
	法人	717,188	711,330	99.2	799,815	796,210	99.5	861,822	857,751	99.5	826,216	822,830	99.6
	計	5,956,466	5,797,035	97.3	6,018,047	5,874,476	97.6	6,133,487	5,993,987	97.7	6,191,841	6,076,679	98.1
固定資産税	固定資産税	5,595,017	5,493,062	98.2	5,590,536	5,492,663	98.2	5,638,595	5,544,085	98.3	5,585,448	5,489,182	98.3
	交付金及び 納付金	9,169	9,169	100.0	7,475	7,475	100.0	7,370	7,370	100.0	6,242	6,242	100.0
	計	5,604,186	5,502,231	98.2	5,598,011	5,500,138	98.3	5,645,965	5,551,455	98.3	5,591,690	5,495,424	98.3
軽自動車税		134,458	130,539	97.1	140,984	137,291	97.4	148,079	144,685	97.7	159,826	156,241	97.8
市たばこ税		581,515	581,515	100.0	632,848	632,848	100.0	621,775	621,775	100.0	619,594	619,594	100.0
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
都市計画税		649,604	637,765	98.2	652,435	641,013	98.2	658,274	647,240	98.3	657,817	646,480	98.3
小計		12,926,229	12,649,085	97.9	13,042,325	12,785,766	98.0	13,207,580	12,959,142	98.1	13,220,768	12,994,418	98.3
滞納繰越分		1,427,388	225,753	15.8	1,382,666	289,105	20.9	1,181,750	241,321	20.4	950,164	219,309	23.1
合計		14,353,617	12,874,838	89.7	14,424,991	13,074,871	90.6	14,389,330	13,200,463	91.7	14,170,932	13,213,727	93.2
国民健康保険税		2,615,166	2,281,288	87.2	2,544,489	2,245,631	88.3	2,481,893	2,199,977	88.6	2,384,397	2,123,550	89.1
滞納繰越分		2,065,507	246,521	11.9	1,912,721	239,076	12.5	1,586,706	259,344	16.3	1,412,655	225,318	15.9
合計		4,680,673	2,527,809	54.0	4,457,210	2,484,707	55.7	4,068,599	2,459,321	60.4	3,797,052	2,348,868	61.9

「調定額」

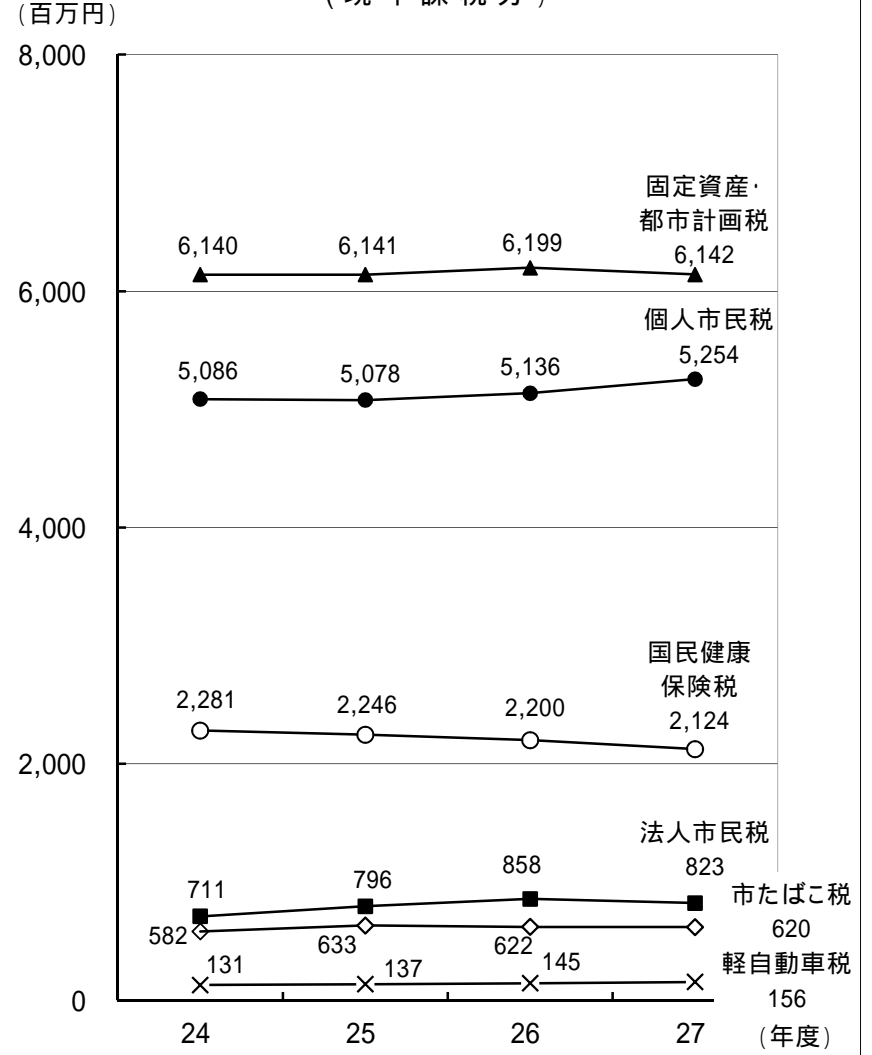
各税目ごとに課税を決定した金額

(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移

各税目の調定額の推移
(現年課税分)

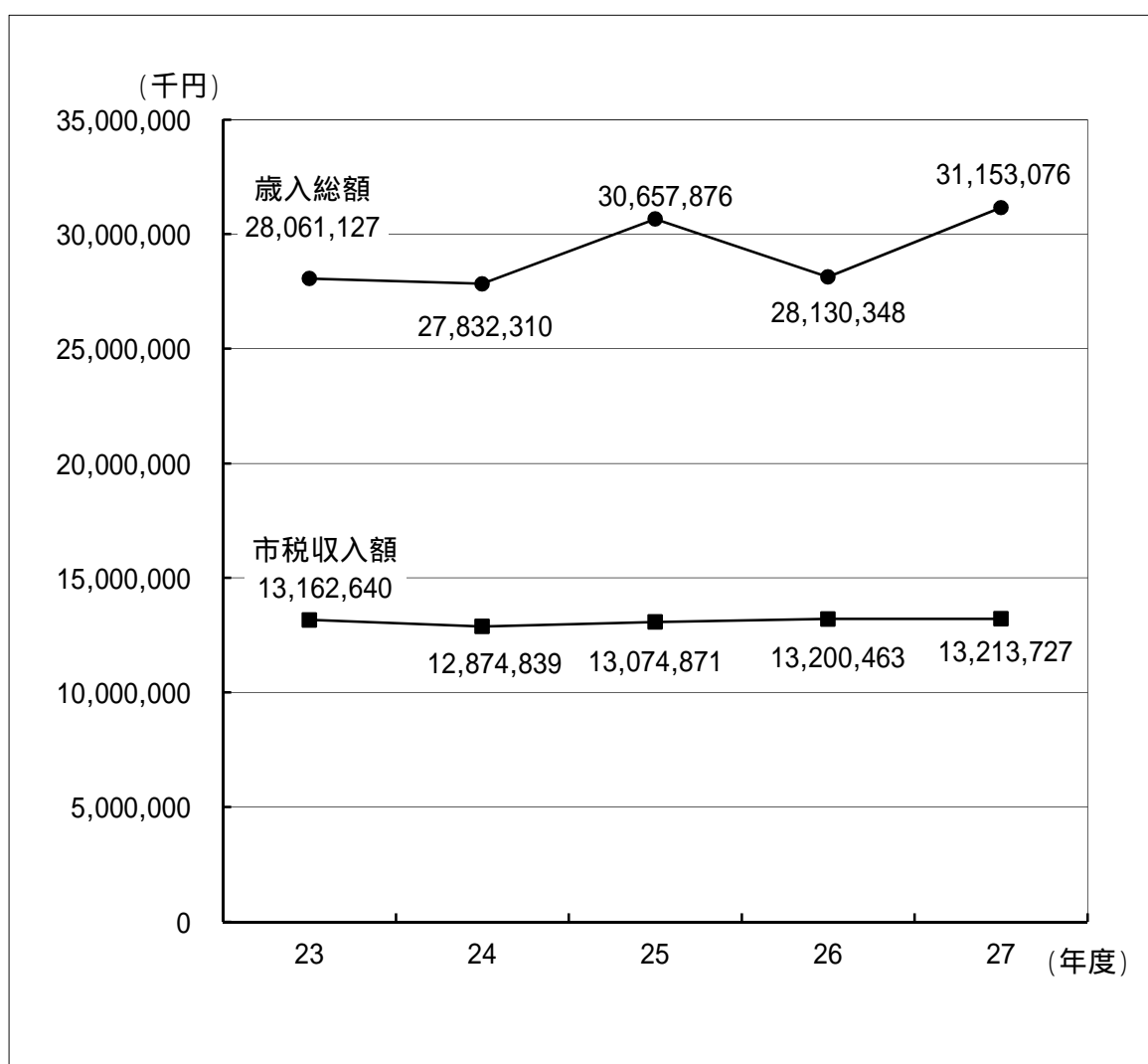


各税目の収入済額の推移
(現年課税分)



(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

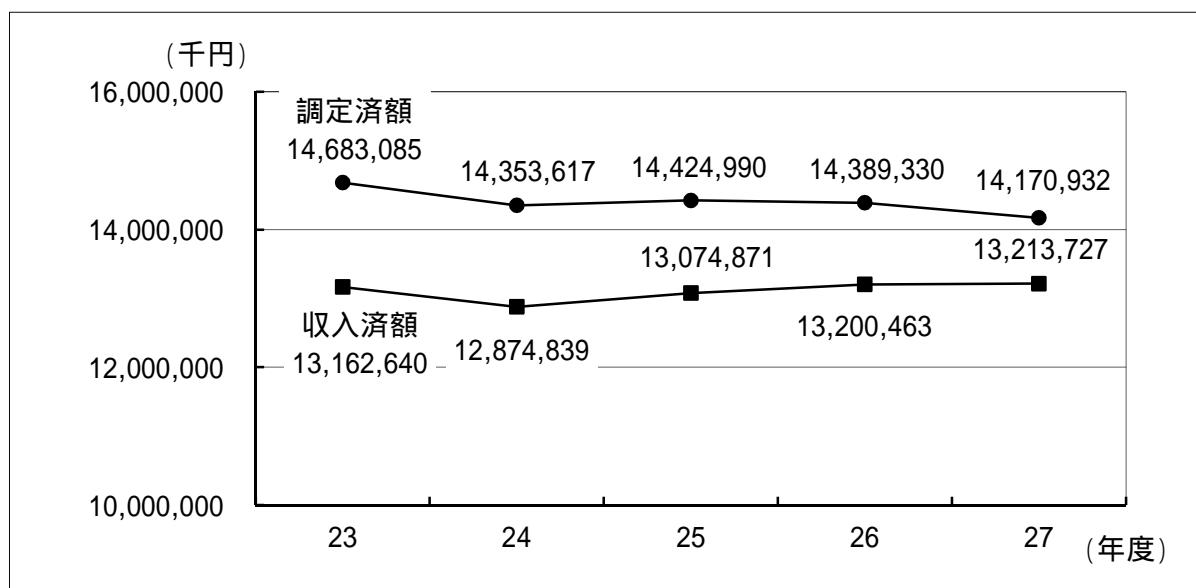
年度 区分	23	24	25	26	27
歳入総額 (A) (千円)	28,061,127	27,832,310	30,657,876	28,130,348	31,153,076
市税収入額 (B) (千円)	13,162,640	12,874,839	13,074,871	13,200,463	13,213,727
歳入総額に占める 市税の割合 (B / A) (%)	46.9	46.3	42.6	46.9	42.4



(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

年度		23	24	25	26	27
区分						
調定済額	現年度課税分 A (千円)	13,227,991	12,926,229	13,042,325	13,207,580	13,220,768
	滞納繰越分 B (千円)	1,455,094	1,427,388	1,382,665	1,181,750	950,164
	合計 C (千円)	14,683,085	14,353,617	14,424,990	14,389,330	14,170,932
	Cのうち徴収猶予 D (千円)	0	0	0	0	0
	Dのうち現年度 課税分 (千円)	0	0	0	0	0
収入済額	現年度課税分 E (千円)	12,923,541	12,649,086	12,785,766	12,959,143	12,994,418
	滞納繰越分 F (千円)	239,099	225,753	289,105	241,320	219,309
	合計 G (千円)	13,162,640	12,874,839	13,074,871	13,200,463	13,213,727
不納欠損額 H (千円)		91,499	95,230	166,698	237,449	89,925
収入未済額 (C - G - H) I (千円)		1,428,946	1,383,548	1,183,421	951,418	867,280
徴収率	現年度課税分 (E / A) (%)	97.7	97.9	98.0	98.1	98.3
	滞納繰越分 (F / B) (%)	16.4	15.8	20.9	20.4	23.1
	合計 (G / C) (%)	89.6	89.7	90.6	91.7	93.2

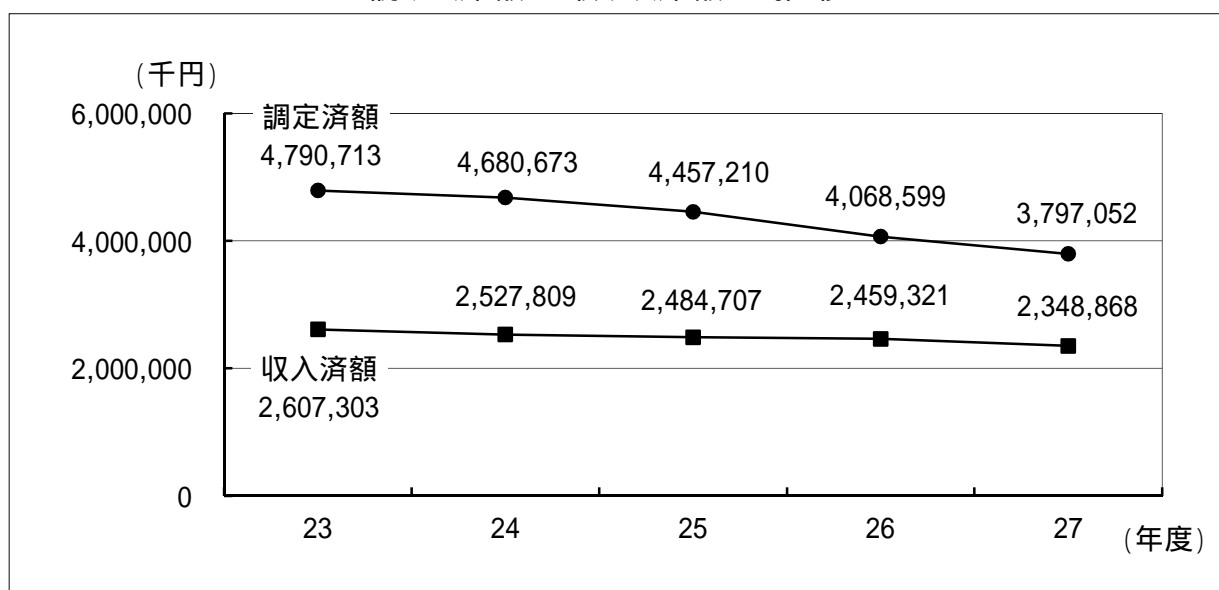
調定済額と収入済額の推移



(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表

区分 \ 年度		23	24	25	26	27
調定済額	現年度課税分 A (千円)	2,744,470	2,615,166	2,544,489	2,481,893	2,384,397
	滞納繰越分 B (千円)	2,046,243	2,065,507	1,912,721	1,586,706	1,412,655
	合計 C (千円)	4,790,713	4,680,673	4,457,210	4,068,599	3,797,052
収入済額	現年度課税分 D (千円)	2,378,237	2,281,288	2,245,631	2,199,977	2,123,550
	滞納繰越分 E (千円)	229,066	246,521	239,076	259,344	225,318
	合計 F (千円)	2,607,303	2,527,809	2,484,707	2,459,321	2,348,868
不納欠損額 G (千円)		104,063	226,614	371,871	184,961	218,060
収入未済額 (C - F - G) H (千円)		2,079,347	1,926,250	1,600,632	1,424,317	1,230,124
徴収率	現年度課税分 (D / A) (%)	86.7	87.2	88.3	88.6	89.1
	滞納繰越分 (E / B) (%)	11.2	11.9	12.5	16.3	15.9
	合計 (F / C) (%)	54.4	54.0	55.7	60.4	61.9

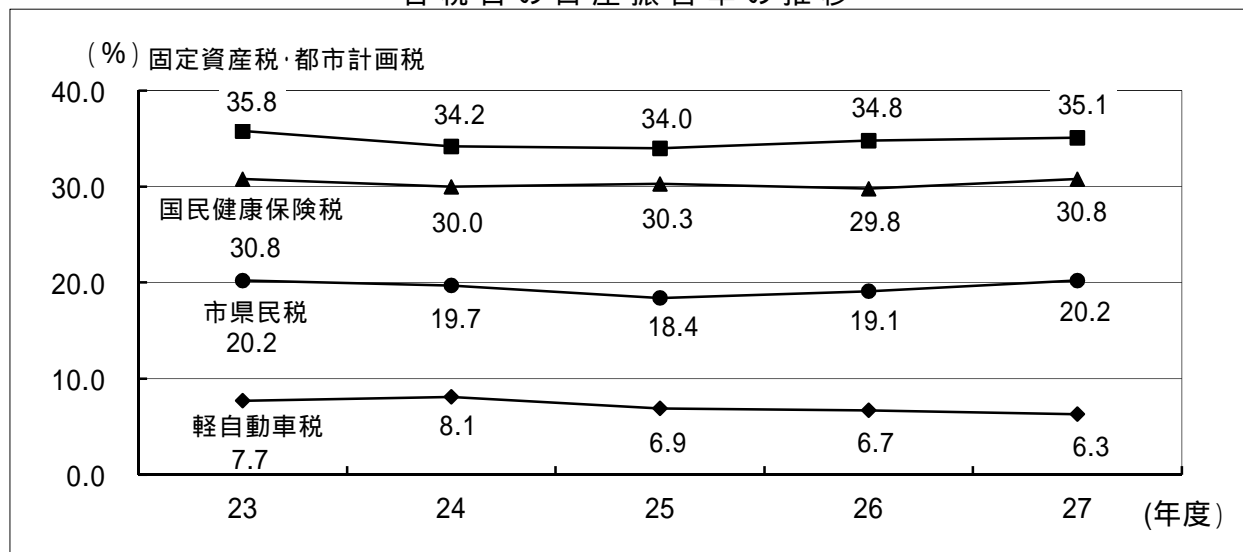
調定済額と収入済額の推移



(6) 口座振替利用状況

区分	税目	年度				
		23	24	25	26	27
納税義務者 (人)	市 県 民 税	17,799	19,722	16,963	18,624	15,020
	固定資産税・都市計画税	35,487	36,752	36,145	37,213	37,432
	軽自動車税	26,843	27,060	27,935	28,864	30,374
	国民健康保険税	13,145	14,075	13,107	14,924	14,813
	合 計	93,274	97,609	94,150	99,625	97,639
振替件数 (件)	市 県 民 税	3,602	3,885	3,127	3,563	3,036
	固定資産税・都市計画税	12,687	12,579	12,287	12,964	13,142
	軽自動車税	2,062	2,192	1,940	1,940	1,910
	国民健康保険税	4,053	4,227	3,973	4,442	4,559
	合 計	22,404	22,883	21,327	22,909	22,647
振替加入率 (%)	市 県 民 税	20.2	19.7	18.4	19.1	20.2
	固定資産税・都市計画税	35.8	34.2	34.0	34.8	35.1
	軽自動車税	7.7	8.1	6.9	6.7	6.3
	国民健康保険税	30.8	30.0	30.3	29.8	30.8
	合 計	24.0	23.4	22.7	23.0	23.2

各税目の口座振替率の推移



(7) コンビニ収納状況

区分		年度				
		23	24	25	26	27
市・県民税	件数 (件)	18,085	18,516	21,436	23,805	17,754
	金額 (千円)	395,750	422,322	481,933	514,527	409,000
固定資産税・都市計画税	件数 (件)	22,211	24,017	27,411	28,434	30,623
	金額 (千円)	416,094	421,195	484,499	521,683	553,375
軽自動車税	件数 (件)	9,778	10,661	12,034	12,012	12,710
	金額 (千円)	49,636	54,583	61,329	62,940	67,906
国民健康保険税	件数 (件)	21,728	23,132	25,803	27,078	30,199
	金額 (千円)	329,761	324,646	372,783	393,077	402,255
合計	件数 (件)	71,802	76,326	86,684	91,329	91,286
	金額 (千円)	1,191,241	1,222,746	1,400,544	1,492,227	1,432,536

(8) 年度別差押財産状況の内訳

区分		年度				
		23	24	25	26	27
動産又は電話債券	件数 (件)	1	1	0	3	0
	税額 (千円)	168	60	0	4,633	0
債権	件数 (件)	658	328	256	238	191
	税額 (千円)	335,037	287,952	112,530	167,808	150,565
不動産	件数 (件)	12	7	38	13	9
	税額 (千円)	3,717	3,018	77,611	52,051	19,181
合計	件数 (件)	671	336	294	254	200
	税額 (千円)	338,922	291,030	190,141	224,492	169,746

平成19年度から参加差押を含まない。

(9) 督促状発付状況

種別	年度	24			25			26			27						
	区分	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)
市県民税 (普通徴収)		1	19,381	4,135	21.3	1	19,331	4,575	23.7	1	18,624	4,225	22.7	1	15,020	3,334	22.2
		2	17,004	3,766	22.1	2	16,905	4,486	26.5	2	16,329	4,317	26.4	2	13,127	3,191	24.3
		3	16,951	4,004	23.6	3	16,598	4,355	26.2	3	15,962	4,135	25.9	3	12,817	3,516	27.4
		4	17,175	3,920	22.8	4	16,963	4,266	25.1	4	16,369	4,286	26.2	4	13,658	3,469	25.4
		計	70,511	15,825	22.4	計	69,797	17,682	25.3	計	67,284	16,963	25.2	計	54,622	13,510	24.7
固定資産税 都市計画税		1	36,581	3,624	9.9	1	36,960	3,837	10.4	1	37,213	3,904	10.5	1	37,432	3,903	10.4
		2	35,778	3,630	10.1	2	36,142	3,942	10.9	2	36,417	4,045	11.1	2	36,667	3,992	10.9
		3	35,779	3,178	8.9	3	36,145	3,504	9.7	3	36,414	3,521	9.7	3	36,672	3,508	9.6
		4	35,774	3,298	9.2	4	36,145	3,614	10.0	4	36,412	3,981	10.9	4	36,672	3,579	9.8
		計	143,912	13,730	9.5	計	145,392	14,897	10.2	計	146,456	15,451	10.5	計	147,443	14,982	10.2
軽自動車税		全	27,060	4,183	15.5	全	27,935	4,048	14.5	全	28,864	4,149	14.4	全	30,374	4,075	13.4
国民健康 保険税		1	15,188	3,541	23.3	1	15,217	3,159	20.8	1	14,924	3,798	25.4	1	14,813	3,768	25.4
		2	15,124	3,465	22.9	2	15,110	3,514	23.3	2	14,879	3,814	25.6	2	14,733	3,644	24.7
		3	15,030	3,530	23.5	3	14,961	3,520	23.5	3	14,737	3,582	24.3	3	14,586	3,558	24.4
		4	14,156	3,251	23.0	4	13,969	3,351	24.0	4	13,823	3,538	25.6	4	13,584	3,493	25.7
		5	14,221	3,286	23.1	5	14,034	3,154	22.5	5	13,876	3,450	24.9	5	13,670	3,266	23.9
		6	14,166	3,185	22.5	6	13,985	3,330	23.8	6	13,793	3,362	24.4	6	13,611	3,256	23.9
		7	14,103	3,174	22.5	7	13,858	3,052	22.0	7	13,672	3,441	25.2	7	13,482	3,303	24.5
		8	14,063	3,143	22.3	8	13,867	2,967	21.4	8	13,687	3,366	24.6	8	13,441	3,177	23.6
		9	14,075	3,136	22.3	9	13,878	3,159	22.8	9	13,748	3,195	23.2	9	13,423	3,058	22.8
		計	130,126	29,711	22.8	計	128,879	29,206	22.7	計	127,139	31,546	24.8	計	125,343	30,523	24.4

随時期、市県民税特別徴収及び法人市民税を含まない。

6. そ の 他

(1) 市税の税率及び納期等の一覧表

(平成28年7月1日現在)

税目		課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)				納期限 (平成28年度)																																					
市	個人	(課税客体) 個人の所得 (納税義務者) 市内に住所を有する個人 市内に事務所、事業所又は 家屋敷を有する個人で、市 内に住所を有しないもの	均等割	<table border="1"> <tr> <th>市 民 税</th> <th>県 民 税</th> </tr> <tr> <td>年額 3,500 円</td> <td>年額 1,500 円</td> </tr> </table>		市 民 税	県 民 税	年額 3,500 円	年額 1,500 円	(普通徴収) 第1期 6月30日 第3期 10月31日 第2期 8月31日 第4期 1月31日 (特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は、翌月10日までに納付)																																		
				市 民 税	県 民 税																																							
年額 3,500 円	年額 1,500 円																																											
所得割	<table border="1"> <tr> <th>市 民 税</th> <th>県 民 税</th> </tr> <tr> <td>6 %</td> <td>4 %</td> </tr> </table>		市 民 税	県 民 税	6 %	4 %																																						
市 民 税	県 民 税																																											
6 %	4 %																																											
市	法人	(課税客体) 法人の法人税額 (納税義務者) 市内に事務所、事業所を有 する法人 市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所 を有しないもの及び市内に 事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団 で代表者又は管理人の定 めのあるもの	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人等の区分</th> <th>市内従業者</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">資 本</td> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え 50億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金</td> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等</td> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">の 額</td> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>上記以外の法人</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>			法人等の区分		市内従業者	税額(年額)	資 本	50億円を超える法人	50人超	3,000,000円	10億円を超え 50億円以下の法人	50人超	1,750,000円	金	10億円を超える法人	50人以下	410,000円	1億円を超え 10億円以下の法人	50人超	400,000円	等	1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人超	150,000円	の 額	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000円	1千万円以下の法人	50人超	120,000円			上記以外の法人	50人以下	50,000円	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付
				法人等の区分		市内従業者	税額(年額)																																					
資 本	50億円を超える法人	50人超	3,000,000円																																									
	10億円を超え 50億円以下の法人	50人超	1,750,000円																																									
金	10億円を超える法人	50人以下	410,000円																																									
	1億円を超え 10億円以下の法人	50人超	400,000円																																									
等	1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000円																																									
	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人超	150,000円																																									
の 額	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000円																																									
	1千万円以下の法人	50人超	120,000円																																									
		上記以外の法人	50人以下	50,000円																																								
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>平成26年9月30日以前に開始</th> <th>平成26年10月1日以後に開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人</td> <td>14.7%</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>12.3%</td> <td>9.7%</td> </tr> </tbody> </table>			法人等の区分	平成26年9月30日以前に開始	平成26年10月1日以後に開始	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人	14.7%	12.1%	上記以外の法人	12.3%	9.7%																																
法人等の区分	平成26年9月30日以前に開始	平成26年10月1日以後に開始																																										
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人	14.7%	12.1%																																										
上記以外の法人	12.3%	9.7%																																										
固定資産税	(課税客体) 土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) 上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr> <th>土 地</th> <th>家 屋</th> <th>償却資産</th> </tr> <tr> <td></td> <td>1.4%</td> <td></td> </tr> </table>		土 地	家 屋	償却資産		1.4%		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">免 税 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table>		免 税 点		土 地	300,000円	家 屋	200,000円	償却資産	1,500,000円	第1期 5月31日 第2期 8月 1日 第3期 12月26日 第4期 2月28日																								
土 地	家 屋	償却資産																																										
	1.4%																																											
免 税 点																																												
土 地	300,000円																																											
家 屋	200,000円																																											
償却資産	1,500,000円																																											
都市計画税	(課税客体) 市街化区域内の土地及び家屋 (納税義務者) 上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr> <th>土 地</th> <th>家 屋</th> </tr> <tr> <td></td> <td>0.2%</td> </tr> </table>		土 地	家 屋		0.2%																																					
土 地	家 屋																																											
	0.2%																																											

(1) 市税の税率及び納期等の一覧表

(平成28年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)	納期限 (平成28年度)																													
軽自動車税	(課税客体) 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車 (納税義務者) 上記課税客体の所有者等	<p>四輪以上及び三輪の軽自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>平成27年3月31日 以前に登録</th> <th>平成27年4月1日 以後に新車登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,100 円</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		平成27年3月31日 以前に登録	平成27年4月1日 以後に新車登録	三輪のもの		3,100 円	3,900 円	四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円	自家用	7,200 円	貨物用	営業用	3,000 円	自家用	4,000 円	<p>全 期 5月31日</p>										
		種 別		平成27年3月31日 以前に登録	平成27年4月1日 以後に新車登録																											
		三輪のもの		3,100 円	3,900 円																											
		四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円																											
				自家用	7,200 円																											
			貨物用	営業用	3,000 円																											
				自家用	4,000 円																											
		<p>原動機付自転車及び二輪車等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下のもの</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え 90cc以下のもの</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え 125cc以下のもの</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">軽自動車</td> <td colspan="2">二輪のもの(側車付を含む。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪のけん引車(ボートトレーラー等)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">専ら雪上を走行するもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,900 円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td></td> <td>6,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		年 税 額	原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000 円	50ccを超え 90cc以下のもの	2,000 円	90ccを超え 125cc以下のもの	2,400 円	ミニカー	3,700 円	軽自動車	二輪のもの(側車付を含む。)		二輪のけん引車(ボートトレーラー等)		専ら雪上を走行するもの			小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円	その他のもの	5,900 円	二輪の小型自動車		6,000 円		
		種 別		年 税 額																												
		原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000 円																												
50ccを超え 90cc以下のもの	2,000 円																															
90ccを超え 125cc以下のもの	2,400 円																															
ミニカー	3,700 円																															
軽自動車	二輪のもの(側車付を含む。)																															
	二輪のけん引車(ボートトレーラー等)																															
	専ら雪上を走行するもの																															
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円																														
	その他のもの	5,900 円																														
二輪の小型自動車		6,000 円																														
<p>重課税率について(平成28年度から)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">種 別</th> <th>年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>4,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>8,200 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>6,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別			年 税 額	軽自動車	三輪のもの		4,600 円	四輪以上のもの	乗 用	営業用	8,200 円	自家用	12,900 円	貨物用	営業用	4,500 円	自家用	6,000 円													
種 別			年 税 額																													
軽自動車	三輪のもの		4,600 円																													
	四輪以上のもの	乗 用	営業用	8,200 円																												
			自家用	12,900 円																												
		貨物用	営業用	4,500 円																												
			自家用	6,000 円																												
	<p>最初の新規検査(車検証に記載してある初度検査年月)を受けた月から13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車は、平成28年度から経年重課の税率が適用されます。</p>																															
<p>軽課を適用した場合の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">標準税率</th> <th colspan="3">グリーン化特例(軽課) 平成28年度</th> </tr> <tr> <th>25%軽減</th> <th>50%軽減</th> <th>75%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900 円</td> <td>3,000 円</td> <td>2,000 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>6,900 円</td> <td>5,200 円</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800 円</td> <td>8,100 円</td> <td>5,400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800 円</td> <td>2,900 円</td> <td>1,900 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000 円</td> <td>3,800 円</td> <td>2,500 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	標準税率	グリーン化特例(軽課) 平成28年度			25%軽減	50%軽減	75%軽減	三輪	3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円	四輪以上	乗 用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	貨物	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円
種 別			標準税率	グリーン化特例(軽課) 平成28年度																												
	25%軽減	50%軽減		75%軽減																												
三輪	3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円																												
四輪以上	乗 用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円																											
		自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円																											
	貨物	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円																											
		自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円																											
<p>平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録した一定の環境性能を有する四輪以上及び三輪の軽自動車について、その燃費性能に応じ、取得した日の属する年度の翌年度分(平成28年度分)の税率を軽減するグリーン化特例(軽課)が適用されます。</p>																																

(1) 市税の税率及び納期等の一覧表

(平成28年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)				納期限 (平成28年度)																
市たばこ税	(納税義務者) 卸売業者	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">平成28年4月1日から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧3級品以外の紙巻たばこ</td> <td></td> <td>5,262 円 / 1,000 本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧3級品の紙巻たばこ</td> <td></td> <td>2,925 円 / 1,000 本</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						平成28年4月1日から		旧3級品以外の紙巻たばこ		5,262 円 / 1,000 本		旧3級品の紙巻たばこ		2,925 円 / 1,000 本		当月分を翌月末までに申告納付				
		平成28年4月1日から																				
旧3級品以外の紙巻たばこ		5,262 円 / 1,000 本																				
旧3級品の紙巻たばこ		2,925 円 / 1,000 本																				
国民健康 保険税	(課税客体) 国民健康保険の被保険者の 所得 国民健康保険の被保険者数 (納税義務者) 国民健康保険の被保険者 である世帯主 国民健康保険の被保険者 のいる世帯の世帯主	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>年間限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療保険分</td> <td>7.8 %</td> <td>24,500 円</td> <td>520,000 円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援分</td> <td>1.7 %</td> <td>4,500 円</td> <td>170,000 円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>1.4 %</td> <td>10,000 円</td> <td>160,000 円</td> </tr> </tbody> </table>					所得割	均等割	年間限度額	医療保険分	7.8 %	24,500 円	520,000 円	後期高齢者支援分	1.7 %	4,500 円	170,000 円	介護納付金分	1.4 %	10,000 円	160,000 円	第1期 8月 1日 第2期 8月31日 第3期 9月30日 第4期 10月31日 第5期 11月30日 第6期 12月26日 第7期 1月31日 第8期 2月28日 第9期 3月31日
	所得割	均等割	年間限度額																			
医療保険分	7.8 %	24,500 円	520,000 円																			
後期高齢者支援分	1.7 %	4,500 円	170,000 円																			
介護納付金分	1.4 %	10,000 円	160,000 円																			